

『有限責任会社（LLC）の設立に要する期間について』
日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査時点 2010 年 2 月 10 日

1. 外国投資家が有限責任会社を設立するために必要な手続

外国投資家がサウジアラビア（以下「サウジ」という）において有限責任会社（Limited Liability Company ; LLC）を設立する際の一般的な手続については、日本貿易振興機構（ジェトロ）のウェブサイト『[サウジアラビアにおける新事業体の設立手続の概要（外国投資ライセンス取得手続、商業登記等を含む）](#)』を参照されたい。

2. 外国投資家が有限責任会社を設立するために必要な手続に要する期間

外国投資家が有限責任会社を設立するために必要な手続に要する期間は、諸般の要素により変わり得るため、正確に予想することが難しい。サウジの法律事務所によると、すべての書類が適切に準備されていることを前提とすれば、典型的には、有限責任会社の設立手続に要する期間（すなわち、商工業省（Ministry of Commerce and Industry ; MoCI）への商号仮登録の申請から商工業省より商業登記証明書を取得するまでに要する期間）は、9 週間から 12 週間である。

以下、個別の各手続に要する時間について述べると、外国投資ライセンスの取得に要する期間は、法令上はサウジアラビア総合投資院（Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA、以下「SAGIA」という）による必要書類の受領後 30 日以内とされており、実務上は SAGIA がすべての申請書類を受領したときから 14 日以上を要する（ただし、外国投資ライセンスの申請者が外国投資ライセンスの基本的な申請費用である 2,000 サウジ・リヤル以上の金額の支払を行う場合には、SAGIA のウェブサイトからダウンロードすることが可能である投資ガイドに示されているとおり、SAGIA がすべての申請書類を受領したときからより短時間で外国投資ライセンスを取得することが期待できる）。

また、すべての書類が適切に準備されていることを前提とすれば、会社のマネージャーのための滞在許可証（イカーマ（*Iqama*））の発行に要する期間は 1 週間、公証人による定款認証に要する期間は 1 週間から 2 週間、資本金額の認可銀行への預託と当該銀行からの資本金預託証書の受領に要

する期間は資金を移転した日から 48 時間、定款の要旨の公告に要する期間は 48 時間程度である。

3. 留意点

上記の外国投資家が有限責任会社を設立するために必要な手続に要する期間は、祝日の期間や政府機関の繁忙の度合い等の事情の影響を受けるため留意されたい。例えば、断食明け休暇（Ramadan Holiday）や巡礼休暇（Adha Holiday）等の宗教上の祝日の期間（ヒジュラ暦であるため、これらの時期は毎年変動する。下記の断食月（ラマダン）についても同様である）は、政府機関は業務を行わず、また、断食月については政府機関が業務を行う時間が短縮される可能性があるため、これらの祝日や断食月を考慮の上、スケジュールを検討すべきである。

また、すべての政府機関における公用言語はアラビア語であり、その他の言語で作成された書類には、サウジにおける認定翻訳業者が作成し、当該翻訳業者の押印が付されたアラビア語の訳文を添付する必要がある（なお、外国投資ライセンスの申請の場合には、英語を使用することも可能であるが、その場合でも、申請者は、申請書のうちの英語で記載した項目についてアラビア語でも記入する必要がある）。また、アラビア語以外の言語によって作成された書類の原本は、当該原本が作成された外国において公証人により認証された上で、当該国所在のサウジアラビア大使館/領事館によって認証される必要がある。サウジにおける認定翻訳業者が作成し、当該翻訳業者の押印が付されたアラビア語の訳文を添付する場合でも、このような原本には、上記の当該原本が作成された当該国における公証人による認証とサウジアラビア大使館/領事館による認証が必要となる。これらの点は、政府機関に提出する書類の作成に要する期間に影響を与え得るものと考えられる。

なお、外国投資家が想定する事業の内容や形態により、サウジの関係省庁が追加的に求める手続も生じ得ること、今後サウジの関係省庁の求める手続や必要書類も変更され得ることには留意が必要である。

【関連 URL】

Ministry of Commerce and Industry ; MoCI (商工業省)

<http://commerce.gov.sa/english/>

Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA (サウジアラビア総合投資院)

<http://sagia.gov.sa/>

サウジアラビア総合投資院が公表している投資ガイド

<http://www.sagia.gov.sa/Documents/Wizard/Investment%20guide.pdf>

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。